

税金の滞納処分を強化していきます！

12月は県下統一滞納整理推進月間です。

町では、みなさまに納めていただいている税金を主な財源に、福祉や教育などのサービスを提供しています。

滞納は、財源不足と税の不公平感を生みだします。県と町は協力し、滞納処分を強化してその解消に取り組みます。



税の滞納Q&A

- Q** 税を滞納していることは分かっているけれど、他に借金があって税金が納付できません。いろんな事情もあるでしょうが、『税金はずべての債務に優先する』と地方税法第14条で定められています。つまり、借金より税金の納付が優先されなければなりません。
- Q** 延滞金は、どれくらいの割合で計算されるのですか？
- A** 地方税法の規定により、平成29年度の延滞金は基本的に年9.0%の割合で計算されます。
- Q** 事前連絡や承諾なしに財産が差し押さえられました。こんなことが許されるの？
- A** 国税徴収法では、納期限を過ぎた後、督促状を発送して10日を経過した日までに完納されない場合は、財産の『差押えをしなければならぬ』とされています。

この場合、本人に対して事前の連絡や同意は必要ありません。

しかし、あくまでも自主納付が原則ですので、督促状や催告状で早期の納税をお願いしています。それでもなお納税されなかった場合には、税の公平を保つために、財産の差し押さえ処分を行います。

Q 勝手に個人の口座を調べるなどの財産調査はプライバシーの侵害ではありませんか！

A 滞納すると、国税徴収法に基づき、徴税吏員にはすべての財産に対する調査権限が発生します。この権限により、調査を受ける金融機関や滞納者の勤務先、取引先は調査に協力しなければならなくなり、個人情報保護法に触れることはありません。

Q 滞納額が小額だから差し押さえられることはありませんよね？

A 滞納に多い少ないはありません。小額であっても滞納に変わりはありませんので、財産調査を行い財産が見つければ滞納処分を行います。

滞納処分の流れ

① 納期限を過ぎる

* 納期限を過ぎると延滞金も納めることとなります。延滞金は、納期限の翌日から計算されます。
* 平成29年度の延滞金の利率は、最初の一か月は年利2.7%、それを過ぎると年利9.0%になります。
* 延滞金は、1,000円を超えた時点から納めることとなります。

② 督促状の発送

* 納期限を過ぎた後、20日以内に督促状を発送し、その後10日を経過した日までに完納されない場合は、財産の差押えをしなければならぬとされています。

③ 財産調査

* 照会先は法務局、勤務先、取引先、金融機関、保険会社等です。
* 法律に基づき本人への事前了承を必要とせずに行われます。

④ 差押え

* 財産調査で明らかになった預貯金、不動産など様々な財産が差押えられます。
* 預貯金は、差押えられた金額分を引き出せなくなります。
* 不動産は、差押え処分を執行された旨が登記簿に記載され、町はいつでも公売(売却)ができる状態になります。

⑤ 換価(現金化)・取立

* 差押え財産をお金に換え、滞納分に充当します。
* 捜索によって取り立てた動産をインターネット公売等で売却し、代金を税金に充当します。
* 預貯金や生命保険がある場合、銀行や保険会社に対して取り立てます。

問合せ

町民税務課 Tel 47-18014
福井県総務部税務課納税推進室
Tel 0776-2010515